「知らないと損する! 労働法と社会保険法」

ー 待った無し!時間外労働の上限規制とは? ー

働き方改革のうち、改正労働基準法に関して、会社にとって最も関心が高く、適正な管理を求められるのが「罰則付時間外労働の上限規制」です。

この上限規制が、今年4月1日から中小企業にも適用されることになりました。皆様のところでは対応策ができましたでしょうか? 時間外労働が全く無い会社はともかく、時間外については悩ましい問題が多々あることと思います。

今回は、特に出版界に特化して、対応策を色々と考えてみました。

また、昨年4月より法改正された、有給休暇付与の義務化の進捗状況や来年4月より施行される「同一労働・同一賃金」の対応策についても解説したいと思います。

今回の講座におきましても、特定社会保険労務士の川端重 夫先生にわかりやすく解説していただきます。セミナー後半 では、質疑応答の時間をご用意し、皆さまの疑問にお答え致 します。多数のご参加をお待ちしております。

---- 主な講義内容 ----

- 1. 労働時間の原則とは
 - ①法定労働時間
 - ②所定労働時間
- 2. 三六協定とは
- 3. 特別条項付三六協定
 - a. 1 ヵ月最長でも 100 時間未満
 - b. 2~6 ヵ月平均で 80 時間以内
 - c. 1 年間最長で 720 時間以内
 - d. 特別条項発動は年 6 回まで
- 4. 労働時間の把握・管理方法
- 5. 一定時間働いたとみなす制度
- 6. テレワークとは
- 7. 有給休暇付与義務とは
- 8. 同一労働・同一賃金とは
- 9. その他の動き
- *進行の都合により内容が変更される場合があります。

講師紹介:川端 重夫(かわばた・しげお)氏 (特定社会保険労務士、川端社会保険労務士事務所長)

1940 年生まれ、群馬県出身。富士短期大学経済学部卒業。1960 年、平凡社に入社。経理、総務、社長秘書を歴任後、1986 年に同社を退職し、同年の社会保険労務士試験に合格。翌年、川端社会保険労務士事務所を開業。現在、東京都高年齢者雇用アドバイザーとして高年齢者雇用の助言活動に携わりながら、200 社余りの顧問先の指導にあたっている。

『こうすれば社会保険労務士になれる』(中央経済社)、『労働・社会保険の手続きマニュアル』(日本法令)、 『よくわかる 継続雇用制度導入の実務と手続き』(日本実業出版社)などの著書がある。

 開催要領	

日 時 / 2020年3月17日(火)15時00分~17時00分(受付14時45分より)

会 場 / 出版クラブビル 4F 会議室 <東京都千代田区神田神保町 1-32>

(東京メトロ半蔵門線・都営三田線・都営新宿線 神保町駅 A5 出口徒歩 2 分)

受講料 / 1名様 4,000円(資料代含む・出版クラブメンバー社以外は 6,000円)<当日支払>

申 込 / 申込書にご記入の上、FAX にてお申込ください (E-mail も可)。

問合せ / 一般財団法人日本出版クラブ事務局 柿木・和田 TEL03-5577-1771

申込書(切り取らずこのまま送信してください) 日本出版クラブ事務局 柿木(かきぎ)・和田 行						和田 行	
	\Rightarrow	FAX	03-5577-	1772	E-ma	nil kakigi@shuppan-	club.jp
会 社 名							
申込者名						(部署:)
電 話				F A	X		
	1.				4.		
受講者名	2.				5.		
	3.				6.		